

△招 集

川越地区消防組合告示第六号

平成二十六年川越地区消防組合議会第三回臨時会を次のとおり招集する。

平成二十六年六月二十日

川越地区消防組合管理者

川 合 善 明

一 日 時 平成二十六年六月二十七日 午後一時

二 場 所 川越地区消防局 三階講堂

三 付議事件

- (一) 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて
- (二) はしご付消防自動車の取得について
- (三) 消防ポンプ自動車の取得について
- (四) 高機能消防指令センター機器及び消防救急デジタル無線機器の取得について

△会 期

平成二十六年六月二十七日 一 日 間

△議事順序

午後一時開会

一、日程第一、第二、第三については、会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者を報告する。

二、日程第四、会議録署名議員指名については、

石川 智明 議員

小ノ澤 哲也 議員 を指名する。

三、日程第五以下については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順序により審議を行う。

この予定は、時間延長しても終了する。

以上をもって第三回臨時会を閉会する。

△議事日程

平成二十六年六月二十七日（第一日）午後一時開議

日程第一 会期決定について

日程第二 議案提出書の公表について

日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

日程第四 会議録署名議員指名について

日程第五 議案第七号 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第六 議案第八号 はしご付消防自動車の取得について

日程第七 議案第九号 消防ポンプ自動車の取得について

日程第八 議案第一〇号 高機能消防指令センター機器及び消防救急デジタル無線機器の取得について

△議場に出席した議員（二三人）

第一番	山田 敏夫 議員	第二番	道祖土 証 議員
第三番	為水 順二 議員	第四番	三上喜久蔵 議員
第五番	桐野 忠 議員	第六番	片野 広隆 議員
第七番	関口 勇 議員	第八番	倉嶋美恵子 議員
第九番	高橋 剛 議員	第一〇番	石川 智明 議員
第一一番	小ノ澤哲也 議員	第二一番	小野澤康弘 議員
第一三番	本山 修一 議員		

△欠席議員（なし）

△地方自治法第二百一十一条第一項の規定による議場に出席した理事者

管理者	川合 善明
副管理者	高田 康男
〃	風間 清司
会計管理者	今井 孝雄
消防局長	大久保 愛一郎
次長	柴崎 正治
〃	小林 久雄
〃	木村 圭夫
川越北消防署長	野本 勝
川越中央消防署長	岸田 隆
川越西消防署長	高野 春雄
川島消防署長	島村 宏
総務課長	比留間 富雄
予防課長	笛木 清

警防課長 岸 康 弘
救急課長 島 村 昭 仁
指揮統制課長 澤 田 英 司

△議場に出席した職員

書記長 佐 藤 美 智 子
書 記 利 根 川 晃
" 西 村 政 徳
" 矢 島 勝 寿

△開 会 (午後二時二十分)

○三上喜久蔵議長 出席議員が定足数に達しておりますので、平成二十六年六月二十七日開会の川越地区消防組合議会第三回臨時会の議会は成立しております。これより開会いたします。

△日程第一 会期決定について

○三上喜久蔵議長 直ちに会議を開きます。

日程に入ります。日程第一、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。川越地区消防組合議会第三回臨時会の会期を本日一日間とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○三上喜久蔵議長 御異議なしと認めます。よって、本議会第三回臨時会の会期を本日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第二 議案提出書の公表について

○三上喜久蔵議長 日程第二、議案提出書の公表についてを議題といたします。

管理者より議案提出書が送付されましたので、書記をして朗読いたさせます。

(西村政徳書記 朗読)

川消総発第四三四号

平成二十六年六月二十七日

川越地区消防組合議会議員 三 上 喜久蔵 様

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

議案の提出について(通知)

平成二十六年本組合議会第三回臨時会に、次の議案を提出いたします。

記

- 一 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて
 - 二 はしご付消防自動車の取得について
 - 三 消防ポンプ自動車の取得について
 - 四 高機能消防指令センター機器及び消防救急デジタル無線機器の取得について
- 三上喜久蔵議長 以上で公表を終わります。

△日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

○三上喜久蔵議長 日程第三、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告についてを議題といたします。

地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席要求に基づき、管理者より通知のありました出席者については、配布しておきましたので御了承願います。

川消議会発第一四号

平成二十六年六月二十日

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明 様

川越地区消防組合議会議員 三 上 喜久蔵

出 席 要 求 書

地方自治法第二百一十一条第一項の規定により、六月二十七日午後一時開会の川越地区消防組合議会第三回臨時時に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任を受けた者の出席を要求します。

指揮統制課長 澤田英司

川消総収第三九八号

平成二十六年六月二十七日

川越地区消防組合議会議長 三上喜久蔵 様

川越地区消防組合管理者 川合善明

出席通知書

要求により、平成二十六年本組合議会第三回臨時時に、別紙の者が出席します。

管理者	川合善明
副管理者	高田康男
〃	風間清司
会計管理者	今井孝雄
消防局長	大久保愛一郎
次長	柴崎正治
〃	小林久雄
〃	木村圭夫
川越北消防署長	野本勝
川越中央消防署長	岸田隆
川越西消防署長	高野春雄
川島消防署長	島村宏
総務課長	比留間富雄
予防課長	笛木清
警防課長	岸康弘
救急課長	島村昭仁

△日程第四 会議録署名議員指名について

○三上喜久蔵議長 日程第四、会議録署名議員指名についてを議題といたします。

会議規則第八十八条の規定により、会議録署名議員二人の指名を行います。

石川智明 議員

小ノ澤哲也 議員

以上二人の方を指名いたします。

△日程第五 議案第七号 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

を定めることについて

○三上喜久蔵議長 日程第五、議案第七号、川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第七号

川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて
川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成二十六年六月二十七日提出

川越地区消防組合管理者 川合善明

△提案理由の説明（消防局長）

○三上喜久蔵議長 提案理由の説明を願います。

（大久保愛一郎消防局長登壇）

○大久保愛一郎消防局長 ただいま上程になりました議案第七号、川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正の内容でございますが、消防法施行令の一部改正に伴い、祭礼、縁日、花火大会などの多数の者が集合する催しにおいて、ガスこんろなどの火気器具等を使用する場合には消火器の準備を、また、火気器具を使用する露店を開設する場合にはその届け出を義務づけようとするものでございます。

また、多数の者の集合する屋外での催しのうち、火災により特に重大な被害が生じるおそれのあるものを指定催しとして指定し、主催者に対し火災予防上必要な業務に関する計画書の提出と、その計画に基づいた業務の実施を義務づけようとするものでございます。あわせて、この計画書を提出しなかった場合における罰則規定を設けようとするものでございます。

この条例の施行期日につきましては、消防法施行令の一部を改正する政令の施行期日に合わせ平成二十六年八月一日としようとするものでございますが、指定催しの指定及び屋外催しに係る防火管理につきましては、一定の経過措置を設けようとするものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○三上喜久蔵議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○三上喜久蔵議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○三上喜久蔵議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第六 議案第八号 はしご付消防自動車の取得について

○三上喜久蔵議長 日程第六、議案第八号、はしご付消防自動車の取得についてを議題といたします。

議案第八号

はしご付消防自動車の取得について

次のとおりはしご付消防自動車を取得するため、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条の規定により準用される議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求める。

平成二十六年六月二十七日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○三上喜久蔵議長 提案理由の説明をお願いします。

(大久保愛一郎消防局長登壇)

○大久保愛一郎消防局長 ただいま上程になりました議案第八号、はしご付消防自動車の取得につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、川越中央消防署に配備されておりますはしご付消防自動車につきましては、平成七年二月十三日に購入し、十九年四月が経過し著しく老朽化しております。また、自動車NOx・PM法の規制対象となっておりことから今回更新をお願いしようとするものでございます。

車種は日野四サイクルディーゼルエンジンで、全長一万三百ミリメートル、全幅二千四百九十ミリメートル、全高三千四百五十ミリメートル、総排気量八千八百六十六cc、乗車定員は六人でございます。

はしごの特徴といたしましては、最大地上高は三十メートル、はしごの動きに合わせて伸縮する水路管と先端にバスケツトを装備しております。また、先端を屈折させて斜め下方向にはしごを伸ばすことができるため、ビルの屋上のフェンスや手すりなどの障害物を避けて上から建物に接近し、安全に架梯することができます。でございます。

取得の方法でございますが、平成二十六年五月十九日、五社による指名競争入札を執行した結果、落札業者の株式会社モリタテクノス東日本営業部と消費税等を含め一億九千八百五十万四千円で契約しようとするものでございます。

取得概要、概略図及び入札結果につきましては、議案参考資料に記載のとおりでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○三上喜久蔵議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○三上喜久蔵議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○三上喜久蔵議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第七 議案第九号 消防ポンプ自動車の取得について

○三上喜久蔵議長 日程第七、議案第九号、消防ポンプ自動車の取得についてを議題

といたします。

議案第九号

消防ポンプ自動車の取得について

次のとおり消防ポンプ自動車を取得するため、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条の規定により準用される議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求める。

平成二十六年六月二十七日提出

川越地区消防組合管理者 川合善明

△提案理由の説明(消防局長)

○三上喜久蔵議長 提案理由の説明を願います。

(大久保愛一郎消防局長登壇)

○大久保愛一郎消防局長 ただいま上程となりました議案第九号、消防ポンプ自動車の取得につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、川越市消防団第三分団及び名細分団に配備されております二台の消防ポンプ自動車は、平成十一年十二月三日に購入し、十四年六カ月が経過し著しく老朽化していることから今回更新をお願いしようとするものでございます。

車種は日野四サイクルディーゼルエンジンで、全長五千七百ミリメートル、全幅千八百九十ミリメートル、全高二千五百ミリメートル、総排気量四千九cc、乗車定員は六人でございます。

取得の方法でございますが、平成二十六年五月十九日、五社による指名競争入札を執行した結果、落札業者の東京日野自動車株式会社新狭山支店と消費税等を含め二千九百七十四万三千二百円で契約しようとするものでございます。

取得概要、概略図及び入札結果につきましては、議案参考資料に記載のとおりで

ございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○三上喜久蔵議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○三上喜久蔵議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○三上喜久蔵議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第八 議案第一〇号 高機能消防指令センター機器及び消防救急デジタル無線機器の取得について

線機器の取得について

○三上喜久蔵議長 日程第八、議案第十号、高機能消防指令センター機器及び消防救急デジタル無線機器の取得についてを議題といたします。

議案第一〇号

高機能消防指令センター機器及び消防救急デジタル無線機器の取得について
次のとおり高機能消防指令センター機器及び消防救急デジタル無線機器を取得するため、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条の規定により準用される議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求め。

平成二十六年六月二十七日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○三上喜久蔵議長 提案理由の説明をお願いします。

(大久保愛一郎消防局長登壇)

○大久保愛一郎消防局長 ただいま上程になりました議案第十号、高機能消防指令センター機器及び消防救急デジタル無線機器の取得につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成四年度に整備した現在の消防緊急通信指令装置につきましては、当初の整備から二十二年が経過し、その間、平成十三年度、平成十九年度の二度にわたり機器の部分更新を実施しておりますが、その更新部分についても耐用年数の六年が経過し、全体が著しく老朽化しております。また、消防救急無線のデジタル方式への移行期日が平成二十八年五月三十一日までと定められておりますことから、今回一体的に整備を図ろうとするものでございます。

主な機器といたしましては、高機能消防指令センター機器につきましては、指令台、指揮台等、また、消防救急デジタル無線機器につきましては、基地局無線装置、車載型移動局無線機等でございます。

取得の方法でございますが、平成二十六年五月十九日、三社による指名競争入札を執行した結果、落札業者の沖電気工業株式会社統合営業本部官公営業本部と消費税を含め五億一千八百二十万二千円で契約しようとするものでございます。

取得概要及び入札結果につきましては、議案参考資料に記載のとおりでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○三上喜久蔵議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○三上喜久蔵議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

本山修一議員。

(本山修一議員登壇)

○本山修一議員 議案第十号、高機能消防指令センター機器及び消防救急デジタル無線機器の取得について何点かお伺いをいたします。

納入場所として川越地区消防局ほか七カ所となっておりますけれども、具体的にどこにどのようにそれぞれ設置されていくのか。一点目にお伺いいたします。

また、高機能消防指令センター、消防救急デジタル化への移行に当たって、この間という検討を、また計画に基づいて準備等が行われてきたのかお伺いいたします。

三点目は、納入期限が平成二十七年三月二十五日となっておりますけれども、工事期間の工程について、どういうふうなスケジュールになっているのかお伺いいたします。

四点目は、契約金額が約五億一千八百万円になっておりますけれども、国の国庫補助金等財源内訳についてはどういうふうになっているかお伺いいたします。

さらに、五点目ですけれども、冲電気工業株式会社統合営業本部官公営業本部と契約を交わしていくというふうになっておりますけれども、統合営業本部官公営業本部という冲電気工業の会社の一部分としての契約を行っていくようになっていすけれども、指名参加には当然登録されていると思うんですけども、どういうふうに通の間、こういう方式で契約されてきたのか。まだこれから本契約するわけですけれども、こういう事例があると思えますけれども、お伺いいたします。

今回のような高機能消防指令センターやデジタル化など、全国で今、発注が行われておりますけれども、この企業のこれまでの契約実績はどのようになっているのかお伺いいたします。

それから、ことし三月の消防議会で平成二十六年度川越地区消防組合一般会計予算について質疑をさせていただきました。御答弁では、現在の通信指令室の人員は常時、指令管制員が五名配置され、深夜は二名交替制で行われていると、今後について的人员配置は検討したいと答弁されたわけですけれども、現段階でデジタル化が完了した場合、高機能消防指令センター整備後の人員配置はどういうふうになるのか改めてお伺いをいたします。

(澤田英司指揮統制課長登壇)

○澤田英司指揮統制課長 所管事項につきまして御答弁申し上げます。

納入場所の川越地区消防局ほか七カ所につきましては、川越北消防署を含む消防局のほか川越中央消防署、川越西消防署、川島消防署、南古谷分署、高階分署、大東分署、名細分署でございます。

現在、各署所に水槽付消防ポンプ自動車、指揮車などの災害対応の車両が消防局に五台、川越北消防署に六台、川越中央消防署に八台、川越西消防署に七台、川島消防署に六台、南古谷分署に六台、高階分署に五台、大東分署に五台、名細分署に八台、計五十六台が配置されておりますので、これら災害対応車両五十六台に車載型移動局無線機を設置し、その他主なものとして各署所に署所端末装置、画像送信端末装置を設置する予定でございます。

次に、工程ということでございますが、高機能消防指令センター機器購入スケジュールは、納入機器の仕様書確認作業を七月から行い、九月の立会検査後、十月から納入を開始し、平成二十七年一月中に完了し、その後納入に伴う指令室の補修作業を行い、納入期限の平成二十七年三月二十五日までに全てが完了する予定でございます。

消防救急デジタル無線機器購入スケジュールは、納入する機器の仕様書確認作業を七月から行い、九月の立会検査後、十月に指令センター側の納入を開始し、平成二十七年一月中に完了する予定でございます。

車両積載につきましては、十二月上旬から納入を開始し、緊急消防援助隊等登録

車両を優先し、順次積載する計画とし、二月中に完了する予定でございます。

次に、契約実績につきましては、埼玉県内の実績といたしまして、平成二十五年
度、五消防本部、平成二十六年、当消防組合を含め六消防本部の合計十一消防本
部が契約または契約予定でございます。

なお、現在使用しているアナログ無線機器につきましても、沖電気工業株式会社
製でございます。

以上でございます。

(比留間富雄総務課長登壇)

○比留間富雄総務課長 所管事項につきまして御答弁申し上げます。

高機能消防指令センター機器及び消防救急デジタル無線機器購入の財源内訳につ
いてでございますが、事業費五億一千八百二十万二千円のうち地方債の額が五億一千
八百万円、一般財源の額が二万二千円となる見込みでございます。

地方債につきましては、事業費の一〇〇%について充当することができ、かつ償
還額の七〇%が普通交付税の基準財政需要額に算入できる緊急防災・減災事業債を
充当する計画でございます。

なお、国庫補助金につきましては、当初予算で財源として見込んでおりましたが、
不採択となっております。

次に、沖電気工業株式会社の統合営業本部官公営業本部が契約者になることに
ついてでございますが、沖電気工業株式会社では、統合営業本部で官公庁、金融機関、
製造業など産業ごとの営業部門を統括しており、その統合営業本部内の中で官公庁
を対象とした営業部署が官公営業本部でございます。

業者選考につきましては、川越地区消防組合競争入札参加者の資格等に関する規
定において川越市及び川島町の競争入札参加者名簿に搭載された者の中から選考す
ると規定されており、その搭載された者の中で沖電気工業株式会社としての登録は
沖電気工業株式会社統合営業本部官公営業本部となっているものでございます。

以上でございます。

(木村圭夫次長登壇)

○木村圭夫次長 御答弁を申し上げます。

初めに、当消防組合におけるデジタル化移行に当たつての推移でございますが、
デジタル化への移行は、平成二十年、アナログ無線の使用期限を平成二十八年五月
三十一日とした総務省通知後、各都道府県単位での検討が行われ、埼玉県は平成二
十年に埼玉県下の方向性が示されました。当消防局では平成二十二年四月、消防救
急無線デジタル化の検討を目的とした川越地区消防組合消防救急無線デジタル化検
討委員会を設置し、本年度までに基地局の候補地、基地局の数、通信指令施設の位
置及び基地局空中線柱の種類等、デジタル無線機器及び高機能消防指令センター機
器や整備に伴う部隊運用、通信体制などの効率性、経済性及び連携強化について十
六回にわたり検討してまいりました。

なお、検討会に必要とされる調査、設計は、平成二十四年度に電波伝搬調査及び
消防救急デジタル無線基本設計並びに自立型鉄塔建設予定地地質調査、平成二十五
年度には消防救急デジタル無線実施設計を行っております。

続きまして、次に、高機能消防指令センター機器整備後の人員配置につきまして
は、現在、指揮統制課指令担当は隔日勤務の二担当制で行っており、指令管制員は
通常五名を配置し、夜間は二名体制により一九番通報受信体制を確保してござい
ます。また、深夜における火災等の災害を受信した場合は、当直する五名が部隊運用、
情報収集、情報発信等の業務を行っております。現在、一九番通報件数について
は増加傾向にあります。高機能消防指令センターの機器整備は、一九番受付か
ら出場指令の時間短縮化を図るものであり、高機能消防指令センター機器整備後の
人員配置につきましては、現行と同様の体制を考えております。

以上でございます。

(本山修一議員登壇)

○本山修一議員 それぞれ具体的にお答えをいただきました。

二回目、さらにお伺いをいたします。

この間、平成二十四年度から必要な業務計画を策定し、電波伝搬調査とか基本設計、実施設計が平成二十四年度から行われてきました。約五億一千八百二十万円という契約金額の財源内訳も御答弁がありましたけれども、国からの補助は不採択。

地方債五億一千万円、残り二万二千万円が一般財源。確かに地方交付税のほうで七〇%ぐらいのそれが充てられるというような趣旨の御答弁があつたわけですが、事前にもちよつと相談してなかつたんですけれども、義務づけられたこのデジタル無線化を含めたそういう指令センターの今度の規模の大きい工事について、なぜ国が不採択にしたのか。この辺は、かなり全国的にも同時に進行するということから、国も財源不足の関係でなつたのかどうかわかりませんが、当初、市は国庫補助を当てにしていたわけですよ。それが不採択となつたその理由についてお伺いしておきたいと思ひます。

さまざまな機器類を取得されていくわけですが、これらのうち二点についてさらに具体的にお伺いいたします。

一つは、消防救急デジタル無線機器のうち基地局空中線系設備一台が機器の取得に入っていますけれども、どういう設備なのか、また、どこに設置されるのかお伺いいたします。

二つ目は、高機能消防指令センター機器の取得には電源設備一台が入っておりますけれども、どういった機能を持っているのか、どこにそれが設置されていくのかお伺いいたします。

先ほど開会前の協議会で、既に契約済みの消防救急デジタル無線鉄塔工事の概要が説明されました。電気興業株式会社東京支店と約六千二百五十三万円で契約を締結され、既にこれは発注されているわけですが、三十メートルの上に避雷針が五メートルぐらいついて、非常に大きな鉄塔が、工事が南東側のほうに設置されるということですが、詳細な地下工事の説明も受けたわけですが、この辺は軟弱地盤になるのか。川越台地だと思つたんですけれども、相当その辺の強化が必要ということになるかと思うんですが、当然、地盤調査なども、先

ほど報告されたように思うんですが、どういった調査がされて、どういふうな地盤状況なのか。再度、基礎工事部分についての説明を、本会議ですから改めてお伺いしておきたいと思ひます。

当然この鉄塔工事になっていくと、川越の都市計画部とも景観の関係で協議が必要かと思うわけですが、どういふうに協議されてこられたのか。また、近隣住民との説明については、持たれていると思うんですが、どういふうに開催されてきたのか、この点についてもお伺いいたします。

さらに、高機能消防指令センターと消防救急デジタル無線が整備された場合、現在と比較してどういふ効果が期待されるのか。相当大規模な中枢部分の変更になってアナログからデジタルに移行するわけですから、メリット面、相当大きいと思うんですが、概略で結構ですけれどもお伺いいたします。

今回この整備が今年度中に実施されていくわけですが、今後デジタル化が完了した段階で、通常時の指令業務の場合、それも出勤時間の短縮、当然図られると思うんですが、大規模災害時、広域的なそういう取り組みが必要になつた場合への対応など、災害現場への効果的な指揮命令はどういふうになつていくのかお伺いいたします。

前回の三月予算案審議時もお伺いいたしましたけれども、災害弱者については福祉部局と綿密な連携を図ると答弁されておりますけれども、システムが稼働するまでに当然結論を出していかなければならないと思うんですが、どういふうに協議、検討が進められていくのかお伺いしておきたいと思ひます。

高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線、高度なコンピューター処理が伴ってくるかと思うんですが、指令装置等の全機能の停止、こういったことも考えられるわけです。一列列コンピューターがだめな場合は、それをバックアップするような機能も当然兼ね備えていると思うんですが、どういふうにそういう場合は対応していくのかお伺いいたします。

また、デジタル無線整備が終わつた後も、すぐにこのデジタル化に切りかえが図

られていくのか。あるいは、アナログも当面継続させていくのか。その辺については、アナログ無線の整備後の運用についてはどういうふうに考えておられるのかお伺いいたします。

最後に、消防局長にお伺いいたします。

三月の消防議会でもお聞きしましたけれども、現段階で改めてお聞きいたします。高機能消防指令センターになっていくこと、消防救急デジタル無線整備が行われ、これまでの消防業務が大きく変わっていくこととなります。新しい機器の操作やシステムに精通していくことが消防職員あるいは消防団にも求められていくわけですが、けれども、今後そのための一定の研修であるとか訓練が必要になってくるかと思えますけれども、どのように取り組まれていくのか。一定の期間、同時に、そういう建設整備とあわせて進められていくかと思えますけれども、その辺の考え方を伺いしておきたいと思えます。

(澤田英司指揮統制課長登壇)

○澤田英司指揮統制課長 所管事項につきまして御答弁申し上げます。

空中線設備についてでございますが、空中線とはいわゆるアンテナでございます。空中線設備の主なもの、基地局空中線系設備と車載用空中線供用器がございます。基地局空中線系設備は、主に無線電波の送受信に必要な空中線及び複数の空中線へ接続する基地局空中線供用器並びに落雷による誘導雷等による機器破壊衝撃を緩和減衰し基地局無線装置を保護するための避雷器などから構成されている設備でございます。車載用空中線供用器は、車両に設置する二本の空中線へ接続されるケーブルを一つにまとめ、車載用移動局無線機へ接続する機器でございます。

また、設置場所につきましては、主に庁舎南側に設置する通信鉄塔に設置するものでございます。

次に、電源設備につきましては、電力会社から高圧で受電した電気を変圧し、百ボルトから二百ボルトの電気を施設に供給するキュービクル及び電源遮断時に非常用発電機が稼働するまでの間、電力を賄う無停電電源装置並びに非常用発電機、ま

た、直流電源を必要とする装置へ安定した電力を供給する直流電源装置等で構成されている設備でございます。

次に、基礎工事についてでございますが、平成二十四年度に地質調査を実施し、地質は比較的軟弱な地盤と報告され、鉄塔建設におきましては基礎杭の打ち込みが必要な地盤であると平成二十五年年度実施設計において報告されております。基礎につきましては、実施設計に基づき直径四百ミリメートルから五百五十ミリメートル、長さ十三メートルのコンクリート杭を八本打ち込み、さらに基礎底盤として縦横六・三メートル、高さ一・五メートルのコンクリート底板を打つこととしております。このような基礎工事を行うことで、比較的軟弱地盤とされている場所でも安定した鉄塔建設を行うことができるものでございます。

次に、高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線の効果についてでございますが、高機能消防指令センターの効果は、従来の機器と比較して各種消防業務のOA化による支援情報の有効活用及び効率化を図ることができ、さらに機器の操作簡便性を図り、安全性と信頼性が確保されます。消防救急デジタル無線の効果は、アナログ方式の無線では不可能であった画像やデータの通信が可能となり、また、車両位置情報が的確に把握できることから、部隊運用の効率化を図ることができるとでございます。さらに、任意での無線傍受が不可能になり、秘匿性が図られるものでございます。

次に、通常災害と大規模災害の指令業務、無線統制につきましては、通常災害時は活動波三波のうち一波により災害時の無線統制を行い、災害が輻射した場合は活動波三波により無線統制を行います。被害が拡大し県内応援を要請した場合は、活動波三波と埼玉県内消防本部が使用できる主要運用波一波を使用し県内応援消防本部との通信を統制し、さらに大規模災害が発生した場合は、全国の消防本部が使用できる統制波三波を使用し通信体制を確保することにより無線統制を行うこととしております。

以上でございます。

(木村圭夫次長登壇)

○木村圭夫次長 御答弁を申し上げます。

初めに、通信鉄塔建設に伴う近隣住民への周知につきましては、川越市管財課及び川越市都市景観課と協議し、建築場所である神明町に居住する住民を対象に通信鉄塔建設に伴う協力依頼文を回覧することとし、神明町自治会長へ依頼を行っております。また、施工前には消防局に隣接する住宅へ戸別訪問し、鉄塔工事の御理解、御協力をお願いしております。

なお、景観に関しましては、川越市都市景観課へ届け出し受理されております。

次に、災害弱者への対応につきましては、FAX一一九及び緊急通信システムに加え、聴覚、言語に障害のある方を対象としたWeb一一九の整備をいたします。Web一一九とは、災害弱者の情報をあらかじめシステムに登録しておくことで、着信時、既往歴、かかりつけ病院、関係者の連絡先などを瞬時に表示できるシステムでございます。このシステムによりGPS機能を利用した災害地点の特定や関係者への連絡等が迅速に行うことが可能となります。なお、本システムの運用に関しては、現在、福祉関係部局と運用方法等について協議中でございます。

次に、指令装置等の全機能が停止した場合の対応でございますが、無線系につきましては、今回設置する無線局局舎において通信体制を確保することとしております。また、回線系につきましては、一一九番通報、回線遮断時、NTTから即時その旨の連絡があり、四署四分署の中から指定した署へ一一九番回線を迂回させ、一一九番通報体制を確保することとしております。

次に、デジタル無線整備後のアナログ無線の運用につきましては、当消防組合のデジタル無線整備は今年度完了しますが、他の市町村におきましては完了していない消防本部もあり、緊急消防援助隊としての出場時のアナログ無線運用及び当消防組合の受援における応援部隊のアナログ無線運用車両を考慮し、使用期限の平成二十八年五月三十一日までの運用を考慮しております。

以上でございます。

(大久保愛一郎消防局長登壇)

○大久保愛一郎消防局長 御答弁申し上げます。

初めに、国庫補助が不採択となった理由等につきましては、直接、国のほうからは内容について示されてはおりませんが、その理由として考えられますことにつきましては、平成二十年度に国が重点施策として消防広域化の推進を掲げております。また、その中で消防緊急デジタル無線等の共同運用についても、その施策として挙げておりますところでございます。当消防組合は、これらの事業につきまして単独設置することで今回の補助対象から除かれたものと推察しておるところでございます。

次に、職員研修につきまして、新たな高機能消防指令センター機器及び消防緊急デジタル無線機器の購入に伴い、火災、救急救助の災害発生時の円滑な業務遂行を行うために、全職員を対象として研修を行うこととしております。内容といたしましては、指令管制担当員につきましては、指令及び無線装置等の操作、機能、障害時の補修要領について実施することとしており、その他の職については、端末装置、無線機器の操作、機能、点検要領について実施する予定でございます。なお、研修の詳細につきましては、今後、受注者と協議することとさせていただきます。機器の納入が完了した後に、平成二十七年四月一日の運用開始に向けて研修を実施していく予定でございます。

以上でございます。

○三上喜久蔵議長 他に御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を結びたいです。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○三上喜久蔵議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決すること

に決定いたしました。

線機器の取得について

原案可決

△閉 会

○三上喜久蔵議長 以上をもって川越地区消防組合議会第三回臨時会の議事全部を終わりました。よって、これをもって会議を閉じます。
閉会いたします。

午後二時十二分 閉会

△会議の結果

日程第一

会期決定について

本日より一日間と決定した。

日程第二

議案提出書の公表について

議案提出書を公表した。

日程第三

地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の

報告について

出席者の一覧を配布した。

日程第四

会議録署名議員指名について

議長指名のとおり決定した。

日程第五

議案第七号

川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

を定めることについて

原案可決

日程第六

議案第八号

はしご付消防自動車の取得について

原案可決

日程第七

議案第九号

消防ポンプ自動車の取得について

原案可決

日程第八

議案第一〇号

高機能消防指令センター機器及び消防救急デジタル無